

令和6年度大木町保育所・認定こども園（3号認定子ども）利用者負担額（保育料）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円
C1階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,600円
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,000円	7,200円
C2階層	市町村民税所得割48,600円未満	ひとり親世帯等	5,100円	4,550円
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,200円	9,100円
D1階層	市町村民税所得割48,600円以上64,700円未満	ひとり親世帯等	7,500円	6,750円
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,000円	13,500円
D2(特)階層	市町村民税所得割64,700円以上77,100円未満	ひとり親世帯等	8,500円	7,650円
D2階層	市町村民税所得割64,700円以上80,800円未満		17,000円	15,300円
D3階層	市町村民税所得割80,800円以上97,000円未満		20,000円	18,000円
D4階層	市町村民税所得割97,000円以上121,000円未満		23,000円	20,700円
D5階層	市町村民税所得割121,000円以上145,000円未満		25,000円	22,500円
D6階層	市町村民税所得割145,000円以上169,000円未満		28,000円	25,200円
D7階層	市町村民税所得割169,000円以上301,000円未満		30,000円	27,000円
D8階層	市町村民税所得割301,000円以上		32,000円	28,800円

※税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※多子軽減については、小学校就学前の範囲で保育所、認定こども園や幼稚園などを同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長子どもを第1子、その下を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯である場合は、上記の施設を同時に利用していない場合でも、保護者と生計を一にする子どもの範囲（年齢に上限はなし）で、最年長子どもを第1子、その下を第2子第3子…と数え、B階層の場合は第2子以降無料に、それ以外の階層の場合は第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※C1からD2(特)階層に該当するひとり親世帯、在宅障がい児(者)を有する世帯等の場合は、保護者と生計を一にする子どもの範囲（年齢に上限はなし）で、第2子以降の保育料は無料となります。

※8月分までの保育料は父母の令和5年度の市町村民税額、9月以降の保育料は父母の令和6年度の市町村民税額により決定します。（父母以外に扶養義務者（祖父母等）の課税額を加算する場合があります。）

※結婚・離婚等で家族構成が変更になりましたら、保育料が変更になることがありますので、必ず役場こども未来課まで連絡してください。

※この保育料のほかに、給食費、教材代、行事代などの実費徴収が必要となることがあります。